

出身地 福井県福井市  
 生年 一八八四(明治十七)年八月二十一日  
 没年 一九七一(昭和四十六)年九月二十日

日本の裁判史上に特筆される画期的な判決が、太平洋戦争のさなか、一九四五(昭和二十)年三月一日に言い渡された。それは、三年前に東条英機内閣が戦争遂行に向けて政府に都合のよい議会体制をつくるため翼賛政治体制協議会を結成し、警察と軍部の力を最大限に利用しながら総力を挙げて実施した第二一回衆議院議員総選挙(翼賛選挙)を唯一無効と判断したもので、その裁判官を務めたのが、東京法学院大学を〇五(明治三十八)年に卒業した吉田久であった。

彼の父は久蔵といい、また母の名をとえといった。久という名前は、父から一字取って付けられたもので、幼い頃から頭脳明晰、学業優秀で近隣に神童の誉れ高かったという。父久蔵は、はじめ福井で八百屋を営んでいたが、それに飽きたらずのちに東京に出て人力車業を始めた。開業当初は羽振りもよかったが、馬車や自転車の流行に押されて次第に業績が振るわなくなり、日清戦争が

始まった一八九四年吉田自身も学業を断念せざるをえない状況に立ち至り、二年後に一家を挙げて帰郷した。しかしながら、吉田は学業の念やみがたく十八歳の時に再び単身上京し、大審院の雇となつて働きながら、初め和仏法律学校(現法政大学)に入学した。その後、雇を辞めて法律事務所に住み込み、一九〇二年東京法学院(翌年、東京法学院大学と改称)に転学した。この東京法学院への転学は、夜学で勉強し昼間はアルバイトでは復習する時間がないことから、昼間授業が受けられる法律学校へ移りたいとのことからであった。

午前中、事務所の仕事をこなした吉田は、午後からの授業のために日本橋から神田錦町の学校まで約四キロメートルの道のりを、羽織・袴姿に下駄履きで毎日歩いて通つたという。教場ではどんな先生の講義も熱心に聴講し、一年の時から優秀な成績を収め、二、三年時には特待生として学費を免除され、さらに三年の時には貸費

生となつて三年間勉学に励んだ。

吉田は、そのかいあって弱冠二十一歳の若さでみごとに卒業年時の判事検事登用試験に合格し、司法官試補となつて法曹の道を歩むこととなる。彼は、水戸地方裁判所を皮切りに、東京、岡山、広島、浜松の各地で検事を務め、一九一〇年東京区裁判所で判事となつた。一九(大正八)年東京控訴院判事となり、二四年には私学出身者として破格の部長に任ぜられ、翌年大審院判事となつて、四〇(昭和十五)年大審院判事部長に栄進した。



吉田久

刻苦勉勵の末、吉田は司法官として立身出世を果たしたが、無効判決を下した四日後の三月五日退職を命じられた。それについて、のちに吉田は当時司法大臣からの大審院判事入れ替えの要請に応じたもので、翼賛選挙の判決をしたためではないと回顧している。

退職の背景に無効判決の影響が全くなかつたのか明らかでないが、戦時中、政府からの圧力に屈することなく、ただ裁判官として己の信条に従い護法の一念を貫き通した姿勢は、裁判史上のみならず中央大学の歴史においても燦然と輝きを放っているのである。